

福井県立福井農林高等学校 生徒心得

本校における学校生活は、君たちが将来良識ある立派な社会人になるための資質を向上させる貴重なときであり、場である。従って君たちは、明るく豊かで実り多い学校生活を送ることによって、各自の個性の伸展と人格の完成をめざし、たゆまぬ努力を続けることが必要である。

学校という生活集団の場は、一般社会と同じように相互敬愛による礼儀と秩序ある規律によって成り立っている。君たちは、責任ある集団の一員として行動し、すすんで規則を守ることによって自己育成をはからなければならない。

これは本校の生徒として心得なければならない諸注意を明記してある。君たちは、常に深い自己反省と規範に基づいた日々の実践生活を通して、有意義な学校生活を送り自己の研鑽に心がけなければならない。

第1章 言 語

常に言葉づかいに注意し、豊かな人格の陶冶に務めること。

1. 先生や年長者を尊敬し、丁寧な言葉を使用すること。
2. 交友は互いに明朗で親しみのある言葉を使用すること。
3. 俗語、隠語、その他人格を傷つけるようなニックネームを使用しないこと。

第2章 挨拶・礼

挨拶、礼は敬愛をもとし、親和をはかること。

1. 先生や年長者に出会った時は、敬愛の念をもって挨拶すること。
2. 交友と出会った時は親しみの気持ちをもって挨拶を交わすこと。
3. 授業の前後には一同揃って礼をすること。
4. 職員室や授業中の教室に出入りする時は、礼をすること。

第3章 交 際

常に相互扶助の精神をもって健全な交際をすること。

1. 交友は互いに品位の陶冶、問題の解決に努め、喜怒哀楽を共にすべきものであること。
2. 学校の内外を問わず、暴力行為をしないこと。
3. 交際は互いにその長所を認識し、助け合うこと。
4. 交際は常に節度を守り、公正を保って外部から非難を受けないよう注意すること。
5. 異性に対し交際を強要しないこと。
6. 保護者または先生の監督なしで旅行等に行かないこと。
7. 交友については互いに良友となるよう心がけること。

第4章 学 業

常に真理を探究し、豊かな教養と人格を養うこと。

1. 先生に対しては常に敬愛の念をもって学習すること。
2. 授業中は静粛にし、他人の迷惑にならないように注意すること。
3. 授業中教室外に出る時は、先生の許可を受けること。
4. 休憩時間中はトイレや特別の用件のある者以外は、静かにして次の授業の準備をすること。
5. 毎日予習、復習を怠らず宿題その他提出物作成には最善を尽くし、指定された期日までには必ず提出すること。
6. 始業後5分を経ても担当の先生が来ないときは、クラス代表が連絡すること。または、教務部の指示を受けること。
7. 学習活動に不必要な物品は持参しないこと。

8. 考査には全力を傾注し、絶対に不正行為をしないこと。
9. 考査開始から30分以内であれば、指導部で許可を得て受験することができる。また、考査修了時まで退出することができない。
10. 考査中は特に静粛にし、先生に質問する以外は声を立てたり、用具の貸借りをしないこと。
11. 考査中、机の中は空にして筆記用具以外は廊下に整頓しておくこと。
12. 本校の教育課程表の科目およびその単位数は、全て卒業に必要な履修すべき科目・単位数とする。また、進級の認定については、当該学年を含めて修得不認定科目の単位数の累計が12単位以下および修得不認定科目の科目数の累計が3科目以下、出席時数・日数については年間出席すべき数の2/3以上とする。
13. 考査に不正行為があった時は、当該科目の考査成績を0点となる。携帯電話の持ち込みも不正行為とする。

第5章 環境整備

常に学校美化に心がけ、公共物を大切にし、より良い学習環境をつくること。

1. 毎日清掃を励行し、監督の先生の点検を受けること。
2. 校具、備品は管理担当の先生の許可を得て使用し、確実に返却すること。また、みだりに所定の場所から移動させないこと。
3. 校舎、校庭を使用したときは火気に注意し確実に後始末をして担当の先生の点検を受けること。
4. 校舎、校具等の公共物を破損、紛失した場合は、担当の先生に申し出ること。理由によっては弁償しなくてはならないこともある。

生徒規則

第1章 登下校

1. 始業時刻は、年間を通して次のとおりとする。
予鈴8時20分 本鈴8時30分（教室に入室していない場合は遅刻となる）
2. 下校時刻は次のとおりとする。
夏期（4～10月）午後6時00分 冬季（11～3月）午後5時30分
3. 遅刻、早退、欠席する場合は、事前に保護者を通じて届けること。

第2章 容儀・持ち物

1. 容儀

服装は常に清潔・端正にして、本校生徒としての品位を保ち、通学の際は服装に関する規定を守ること。

（1）制服

①男子 制服（学校指定）

ブレザー、ズボン、夏用ズボン、長袖ニットシャツ、半袖ニットシャツ、セーター、ネクタイを着用する。

②女子 制服（学校指定）

ブレザー、スカート、ズボン、長袖ニットシャツ、半袖ニットシャツ、セーター、リボンを着用する。

③共通項目

1年を通じて、上記の全員購入品、希望者購入品を組み合わせ、気候に応じて各自で判断し着用する。

ただし、式典・集会・容儀検査では上着着用、ネクタイまたはリボンを付ける。（高温期の集会、進路支援関係、校外学習時は別途指示する。）

（２）その他

- ①防寒具は学校の指示に従うこと。
- ②靴下は白・黒・紺・茶・灰色など派手でないものとする。
- ③通学用靴は黒・茶の革靴、または華美でないスニーカーとする。校内の内履、外履は学校指定のものを使用すること。
- ④やむを得ない事情で正規の服装ができない時は、異装届を生徒支援部に提出し、許可を受けること。

２．頭髪

頭髪は高校生らしく清潔にし、品位を保つこと。

①男子

後ろ髪の長さは襟の中央の線まで、耳は常に見えるようにしておくこと。前髪は目の上までとする。ひげを伸ばすことも禁止する。

②女子

前髪は目の上までとする。式典等では、髪が肩より伸びた場合は必要に応じて結ぶこと。ゴムの色は黒、紺、茶の単色とする。華美なヘアピンやヘアアクセサリ、シュシュ等の使用は禁止する。

③共通

パーマに類するもの、特殊なカット、脱色、着色、アイロン、ドライヤー等のかけすぎによる変色は禁止。マユを細くすることも禁止する。

３．その他

（１）化粧、マニキュア、香水、カラーコンタクトレンズ、ピアス、ネックレス等は認めない。

（２）携帯電話の使用は、以下のように学校の規則に従うこと。

①学校への携帯電話の持ち込みは禁止

ただし、保護者が携帯電話を持たせたい場合は「携帯電話所持願」を担任に提出する。（毎年度提出する）

②「携帯電話所持願」を提出した場合の取り扱い

校内では電源を切り、鞆に入れる。または朝のＳＴで担任に預ける。

学校敷地内では使用禁止（始業前、放課後も同様）。

ただし、特別な事情で使用しなければならない場合は、教員の許可を得てから職員室等で使用する。

不正に使用、所持していた場合は一時預かりとする。

１回目 １日間の預かり指導と保護者連絡

２回目 ３日間の預かり指導と保護者召喚で保護者へ返却

３回目 保護者召喚で保護者へ返却するとともに「携帯電話所持願」の取り消しにより持ち込み禁止（１年間）

* ４回目以上の違反は特別指導とする

第３章 掲示・出版

公正な報道により、学校や社会生活への認識と教養を高め、相互の親和となるものとする。

- １．常に学校の掲示に注意し、学校生活上支障のないように注意すること。
- ２．学校内において掲示をするときは、生徒支援部の許可を受けた後、所定の位置に掲示し、期日が過ぎたら後始末をすること。

3. 全ての掲示、掲示物を無断で抹消、破棄、落書きをしないこと。

第4章 集会

集会は相互協力のもとに社会性を養う場であるから、互いに秩序を保ち軽々しい行動をとらないこと。

1. 生徒集会は相互協力、個性伸長の機会であるから積極的に参加すること。
2. 服装を正すこと。

第5章 交通安全

交通道德や道路交通法を遵守すること。

1. 自動車、原付の免許取得は禁止する。ただし、第3学年で条件を満たした場合のみ許可する。
2. 自転車通学を希望するものは自転車通学許可願いを生徒支援部に提出し、許可を得ること。
3. 交通違反や交通事故を起こした時は速やかに担任を通して生徒支援部に届けること。

第6章 郊外生活

校外においては品位ある社会人として、常に社会道德の模範となること。

1. 外出するときは、行動の予定を保護者に必ず連絡しておくこと。
2. 夜間の外出は夏は午後9時、冬季は午後8時までとする。
3. 高校生として入場を禁止されている場所へは絶対に出入りしないこと。
4. 旅行、外泊する時は保護者の許可を受けること。保護者または保護者に代わる成人が同行しない旅行には、学割証明書を発行しない。各種証明書が必要な場合は7日前までに願い出る。
5. アルバイトは原則として禁止する。
 - (1) 長期休業中は下記の条件により許可する。
 - ①第1、2学年の成績で単位未修得の科目がないもの。②学期ごとの成績で評定1の科目がないもの。
 - (2) 下記の場合は、生徒支援部、担任協議の上、学期中のアルバイトを許可する場合がある。
 - ①第1、2学年の成績で単位未修得の科目が2科目以内のもの。②学期ごとの成績で評定1の科目が2科目以内のもの。
 - (3) 下記の場合は許可しない。
 - ①風紀上問題があると思われる場合。②遠隔地である場合。③午後6時以降の場合。④月曜日から金曜日までの平日。
 - (4) アルバイト時には許可証を常時所持すること。
 - (5) 第1学年1学期は許可しない。
 6. 次のような所へは入場しないこと。

パチンコ、ゲームセンター、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェ

7. 登下校時に不要な寄り道をしないこと。

第7章 保健安全

高校生として、健康の保持増進を図り、望ましい環境づくりに努力すること。

1. 校内の保健安全については各自積極的に協力し、心身ともに健やかな日常生活を営むための望ましい学校環境の整備に心がけること。
2. 校内での発病や、負傷したときは直ちに担当教員に届け出て、保健室にて適切な処置を受けること。

3. 学校での諸検査にて治療を必要とする場合には速やかに専門医の検診を受けること。
4. 学校感染症と診断された場合は、速やかに担任または保健室に届け出て、所定の手続きをとること。
5. 身体の異常により早退をする場合
 - (1) まず保健室に身体の異常を伝えて早退の希望を申し出ること。
 - (2) 保健室にて問診、視診を受け、早退連絡票を持って、担任、生徒支援部の許可を受けること。
 - (3) 必要に応じ、家庭に連絡し、状態や帰宅後の様子を聞く場合もある。
 - (4) 特別早急に受診を必要としない場合は、早退を認めないことがある。
6. 日本スポーツ支援センターの手続きについては保健室にて指導を受けること。

第8章 一般規則

1. 入学を許可された者は、1週間以内に所定の誓約書を提出すること。保護者は親権者または後見人で生計を支える成年であること。
2. 休学、転学、退学を希望する者は、保護者を通じて担任に相談し、必要書類を学校長に提出すること。
3. 授業料、生徒会費その他学校へ納入すべき金は直ちに保護者に連絡し、所定の期日までに納入すること。
4. 親族に不幸があった時は、直ちに担任に届け出ること。届け出があった時は以下のように忌引きを認める。

①第一親等血族	死亡の日より	7日間
②第二親等血族	死亡の日より	3日間
③第三親等血族	葬儀の日	1日
④その他の親族	葬儀の日	1日
5. 次の場合は保護者を通じて、一週間以内に担任に届け出ること。
 - ①現住所に変更があったとき。
 - ②家族に移動があったとき。

第9章 賞 罰

本校生としての名を高め、模範となるべき行動をとるように日常生活を送ること。

1. 模範となるべき行為があった時は、学校より表彰を受ける。
2. 学校の内外を問わず本校生徒として自己の義務と責任を守らなかった時は、学校より特別指導を受ける。

諸届・願の提出

次の場合は、所定の届書または、願書を提出すること。(用紙は生徒支援部)

諸 届

1. 住所、氏名、保護者の異動
2. 物品紛失の場合

諸 願

1. 休学、退学、転学、復学(用紙は教務部)
2. 学割願
3. アルバイト許可証
4. 自転車通学許可証
5. 携帯電話所持願い

6. 異装許可証
7. 自動車学校許可証

図書規定

1. 開閉館時間
 - ①開館時間は8：30～16：50とする。
 - ②長期休業中の場合は別の計画を立てる。
2. 貸し出しと返本
 - ①禁帯出マークの貼ってある図書は貸出さない。
 - ②貸出一人2冊までとする。
 - ③貸出期間は2週間以内とする。
 - ④貸出、返本には必ず正しい手続きをとること。
貸出の時、司書室に教員がいるときは申し出る。不在の時はカウンター上の「貸出簿」に所用の内容を記入する。返本の際は、カウンター上の「返却BOX」に入れる。
 - ⑤又貸しをしないこと。
3. 図書館内の規律
 - ①静かに読書し、雑談、飲食等他人の迷惑となる行為を慎む。
 - ②無断で図書を持ち出さない。破損、紛失の場合は、弁償を要求されることがある。
 - ③使用後は机、椅子などの整頓をする。

生徒会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は福井県立福井農林高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は本校生徒によって組織する。
- 第3条 本会は民主的で秩序ある自主的学校生活の確立によって個性および社会性の育成と文化向上を図り、教養豊かな社会人となることを目的とする。

第2章 組 織

- 第4条 本会は第3条の目的達成のため次の機関を置く。
 1. クラス
 2. 常任委員会
 3. 生徒協議会
 4. 農業クラブ
 5. 生徒総会
 6. 執行部
 7. 選挙管理委員会

- 第5条 本会は次の役員を置きこれを執行部とする。
 1. 会長 1名
 2. 副会長 2名
 3. 書記 1名
 4. 会計 1名
 5. 庶務 3名任期は4月より9月まで、10月より翌年3月までの二期制とする。ただし、副会長2名の内、男子1名、女子1名とする。また、後期副会長男子1名は、1. 2年生より選出する。

第3章 常任委員会

- 第6条 常任委員会は生徒会組織の母体であり、生徒会の目的に従ってクラスの自治活動を行う。
- 第7条 常任委員会には次の役職を置く。
 1. クラス代表 1名
 2. クラス副代表 1名
 3. HR委員 2名
 4. 風紀委員 1名
 5. 図書委員 1名
 6. 保健委員 2名
 7. 体育委員 2名
 8. 文化委員 2名
 9. 農業委員 1名
 10. 選挙管理委員 1名

第8条クラスの代表および各委員会の任務は次の通りである。

1. クラス代表

- ①クラスを代表し、クラス自治活動を総括執行する責任を有する。
- ②前日の帰りST前に授業変更黒板で確認する。
- ③クラスの議長を務める。
- ④生徒協議会に出席する。

2. クラス副代表

- ①クラス代表を補佐し、クラス代表が不在の場合はその任務を代行する。
- ②クラスの書記を行う。
- ③毎日クラスの出欠状況を調査し、出欠黒板に記入する。
- ④生徒協議会にクラス代表と共に出席する。

3. HR委員

- ①ロングホームの活動計画を立て、事前の準備および当日の運営を行う。
- ②HR委員会に出席する。

4. 風紀委員

- ①クラスの風紀および秩序を維持する。
- ②風紀委員会に出席する。

5. 図書委員

- ①学校図書館の計画・運営および管理に協力する。
- ②図書館と生徒の連絡にあたり、図書館利用の活動を行う。
- ③図書委員会に出席する。

6. 保健委員

- ①保健衛生と環境整備の任務を行う。
- ②災害予防の任務を行う。
- ③保健委員会に出席する。

7. 体育委員

- ①体育的行事に関する一般事項を計画実施する。
- ②授業担当者と連絡を密にし、クラスに連絡する。
- ③体育委員会に出席する。

8. 文化委員

- ①教室掲示など環境美化に務める。
- ②文化的行事を計画、実施する。
- ③文化委員会に出席する。

9. 農業委員

- ①農業系の活動を促進、補佐するとともに、連絡調整を行う。
- ②農業的行事を計画・実施する。
- ③農業クラブに関する一般事項を計画・実施する。
- ④農業委員会に出席する。

第9条 常任委員会は適時開催し、決議事項はクラス内で執行するか、生徒協議会に提出する。

第10条 クラス役員の任期は4月より9月まで、10月より翌年3月までの二期とする。

第11条 クラス役員は各クラスより互選により選出する。

第4章 農業クラブ

第12条 本クラブは、福井県立福井農林高等学校農業クラブという。

- 第13条 本クラブは本校生徒をもって組織し、事務を本校生徒会において取り扱う。
- 第14条 本クラブは福井県学校農業クラブ連盟を通じ、日本学校農業クラブ連盟に加盟する。
- 第15条 農業クラブの細則は別にこれを定める。

第5章 生徒総会

- 第16条 本総会は全会員によって構成する。
- 第17条 本総会は全会員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 第18条 定期総会は毎年4月に開催する。
- 第19条 臨時総会は全会員の5分の1以上の要請のあった時、または生徒協議会が必要と認めたとき開催する。
- 第20条 本総会において審議する事項は次のとおりである。
1. 会則の制定および改正
 2. 会費の決定および予算、決算の承認。
 3. その他必要な事項。
- 第21条 本総会を招集するときは、3日前に日時、場所および会議事項を公示しなければならない。
- 第22条 本総会は会長がこれを招集する。
- 第23条 本総会の議事は過半数によって決し、賛否同数の時は議長がこれを決する、
- 第24条 本総会の議長、副議長はその都度選出する。

第6章 執行部

- 第25条 執行部は生徒総会および生徒協議会の決定事項の常時執行にあたる。
- 第26条 執行部は常任委員会との連携を密にし、調整および、その活動を促進する。
- 第27条 執行部は会長、副会長、書記、会計、庶務によって構成する。
- 第28条 執行部会での審議事項は次のとおり。
1. 会則の改正案
 2. 会費の改正案並びに予算案、決算。
 3. 生徒会行事等の計画・立案
 4. その他

上記審議事項は適宜、生徒総会または生徒協議会に提出する。

- 第29条 執行部会は適時開催し、会長が招集する。

第7章 部活動

- 第30条 各自の個性を伸ばし協同精神を養うことを目的として文化系部、体育系部、農業系部を設ける。
- 第31条 1. 各部には部員の互選により部代表および会計を置き、各部の規約は別にこれを定める。2. 部活動登録は毎年4月に行う。

第8章 役員の職権

- 第32条 会長に任務は次のとおり。
1. 本会の運営に関する一切の責任と権限を有する。
 2. 必要に応じ、生徒会役員、委員、部代表を招集することができる。
 3. 生徒総会を招集する。
 4. 執行部会を招集する。
- 第33条 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合はその任務を代行する。
- 第34条 書記は次の記録を行う。
1. 議事録およびその他の記録文書
 2. 生徒協議会の出席名簿
- 第35条 会計は生徒会の財政に関する一切の記録を管理する。
- 第36条 庶務は事務処理、広報活動を行う。

第9章 会員の権利と義務

第37条 本会員はすべて次の権利と義務を有する。

1. すべての役員、委員に選出される権利。 2. 生徒総会およびクラス生徒会における議決権。 3. 自らの意見を会長に申し出る権利。 4. 会費納入の義務 5. 本会の規約、決議に服する義務。

第10章 会計

第38条 本会の経費は会費およびその他の収入をもって充てる。

第39条 会費の決定および予算、決算の承認は生徒総会において行う。

第40条 会計年度は4月1日より3月31日までとする。

第11章 選挙

第41条 本会員の選挙は総選挙制とする。

第42条 各クラスは会長、副会長、書記、会計、庶務の5役員の内、1役以上の候補者を推薦し、無記名单記（副会長は2名連記とし、内1名は女子）の投票で決定する。ただし、得票が役員総数の3分の1に達しないときは上位2名によって決選投票を行う。

第43条 前期（4月から9月）は前年度の第1、2学年のクラスより、後期（10月から翌年3月）は全学年のクラスより候補者を推薦する。

第44条 候補者は選挙管理委員でないこと。候補者となる場合は、その職を辞任し代行者を選出する。

第45条 本会役員は生徒協議会において不信任され、生徒総会において過半数の可決があった場合は辞任しなければならない。

第46条 1. 本会役員に欠員が生じた時は、2週間以内に補欠選挙を行う。 2. 立候補者、応援演説者が選挙管理委員会の規約に違反した場合は立候補を取り消すことがある。

第12章 選挙管理委員会

第47条 選挙管理委員は各クラスより1名を選出し、任期は1年とする。

第48条 選挙管理委員長は管理委員の互選による。

第13章 補則

第49条 本会の決議事項はすべて学校長の承認を得て執行する。

第50条 本会は各部署に顧問の先生を置き、常にその支援を受ける。

第51条 本会則は昭和28年5月1日より実施する。

第52条 本会則は昭和63年4月1日より改正実施する。

第53条 本会則は令和6年4月1日より改正実施する。

第54条 本会則は令和7年10月7日より改正実施する。